

令和7年度伝統文化親子教室事業 委託契約書、提案書の取下げ依頼書について

必ずお読み下さい。

令和7年度の本事業は、株式会社KBCが文化庁から委託を受けて実施することとなり、書類の提出に当たっては、下記のKBC内伝統文化親子教室事業事務局に提出願います。
また、本事業におけるご質問等は、同事務局へお問い合わせください。

(1) 提出締切り日、提出及び問合せ先

【締切り日】 令和7年6月5日（木）必着

【提出 及び 問合せ先】

伝統文化親子教室事業事務局（株式会社KBC内）
〒135-0062 東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア3階
[電 話] 0570-666-133 [FAX] 03-6730-6029
[E-mail] oyakokyoshitsu@gp.knt.co.jp
[対応時間] 平日10:00～17:00（土日祝及び年末年始 休み）

(2) 提出書類

- ① 「委託契約書」 ※1部(左2つ穴あけされている委託契約書をご提出ください。)
 - ② 「提案書の取下げ依頼書」（事業実施を取りやめる団体のみ）
 - ③ 「提案書の一部取下げ依頼書_実行委員会及び統括団体用」
（一部の構成団体が事業実施を取りやめる場合）
- ※同封の返信用封筒（茶色）「委託契約書、申請書類関係一式」用をご利用になり、申請書類、振込依頼書関連書類を同封の上、上記事務局までお送りください。

(3) 「委託契約書」を2部同封しています。

第1次審査結果に基づき、事業実施を希望する場合は、「委託契約書」の内容を確認の上、押印し、1部提出してください。(左2つ穴あけされている委託契約書をご提出ください。)

押印例は、P.2を参照してください。

- (4) 第1次審査結果に基づき、事業実施を取りやめる場合は、「提案書の取下げ依頼書」を記入の上、当事務局へ提出してください。記入例は、P.3～4を参照してください。
また、「委託契約書」も押印せずに2部とも返却してください。

委託契約書の押印について（1 か所）

■委託契約書 1 ページ目

委 託 契 約 書

株式会社KBC（以下「甲」という。）と伝文プロジェクト実行委員会 会長 文化 太郎（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（実施する委託業務名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

（1）委 託 業 務 名 令和7年度「伝統文化親子教室事業」（教室実施型・統括実施型）
「○○○○○○○」

（2）委託業務の内容及び経費 別途定める事業計画書（以下「事業計画書」という。）のとおりに。

（3）委 託 期 間 令和7年4月30日から令和8年1月31日

（委託業務の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託実施要項や事業計画書等に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、乙が別途提出する収支予算書を甲が承認し、通知する額とし、甲は当該額を超えない範囲で乙に委託費を支払うものとする。

2 乙は、前項の収支予算書の提出にあたり、委託費を教室事業費、発表会等事業費及び事務局経費（統括実施型のみ）に区分し、その内訳明細書とともに甲に提出しなければならない。

3 乙は、委託費を前項で提出した様式の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（実施体制の確保について）

第4条 乙が法人格を有していない団体（以下「任意団体」という。）の場合は、履行体制の確保のため乙は、構成員、会計基準等の必要な事項（以下「任意団体に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙から提出された事業計画書等に、任意団体に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとみなす。

3 乙は、任意団体に関する事項の変更等を行うとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意団体の適正な履行の確保に支障とならない軽微な変更を行うとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

団体コード 01 - 001 - 001

団体名、代表者職名、代表者氏名が正しく印字されているか確認してください。
変更又は誤りがある場合は、下記方法にて訂正ください。

■ 9 ページ目

（契約の細目）

第33条 この契約に関して必要な細目は文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日文化庁次長決定）に定めるところによる。

（疑義の解決）

第34条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和7年4月30日

（甲） 東京都江東区東雲一丁目7番10号
株式会社KBC
代表取締役社長 浅川 義典
代理人
東日本第1シェアードサービス事業部
事業部長 中平 和正

（乙） 住所 東京都千代田区霞ヶ丘3-2-2
団体名 ○ 株式会社KBC
代表者氏名 ○ 浅川 義典
代表者印 ○

団体住所、団体名、代表者職名、代表者氏名が正しく印字されているか確認してください。
変更又は誤りがある場合は、下記方法にて訂正ください。

申請団体の印 又は代表者の印を押印してください。

訂正する場合

訂正する必要が発生した場合には、手書きで修正してください。

その場合、消す箇所は二重線で消した後、正しい語句を余白に記入し、そのすぐそばに、押印してください。
ここで用いる印鑑は、署名捺印に用いたものと同じ印鑑を使用してください。

訂正箇所があるたびに、訂正印を押印してください。訂正箇所の数の分、訂正印が必要です。

提案書の取下げ依頼書の記入例

株式会社K B C

代表取締役社長 浅川 義直 様方

代理人

東日本第1シェアードサービス事業部

事業部長 中平 和正 様

記入日

令和 7 年 〇月 〇日

団体コード 〇〇-〇〇〇-001
団体名 伝文プロジェクト実行委員会
住 所 東京都港区虎ノ門〇-〇-〇
代表者役職 会長
代表者氏名 文化 太郎 (印省略)

提案書の提出日

令和7年度伝統文化親子教室事業提案書の取下げ依頼書

令和 6 年 ●月 ●日 付で送付した標記提案書について、下記のとおり取下げます。

記

1. 事業名

〇〇神楽親子教室

提案書に記載した事業の名称

2. 提案書の取下げ理由

契約条件を満たすことが困難なため、取り下げます。

取下げる理由(具体的に)

取下げは口頭のみでは受理できません。

同封しております「提案書の取下げ依頼書」に必要事項を記入の上、
当事務局までお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

伝統文化親子教室事業事務局(株式会社K B C内)
〒135-0062 東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア3階

提案書の一部取下げ依頼書の記入例

株式会社K B C

代表取締役社長 浅川 義直 様方

代理人

東日本第1シェアードサービス事業部

事業部長 中平 和正 様

団体コード ○○-○○○-001

団体名 伝文プロジェクト実行委員会

住 所 東京都港区虎ノ門○-○-○

代表者役職 会長

代表者氏名 文化 太郎 (印省略)

記入日

令和 7 年 ○月 ○日

提案書の提出日

令和7年度伝統文化親子教室事業提案書の一部取下げ依頼書
(実行委員会用・統括団体用)

令和 6 年 ●月 ●日 付けで送付した標記提案書について、下記のとおり一部を取下げます。

記

1. 事業名

○○神楽親子教室

提案書に記載した事業の名称

2. 取下げする構成団体の名称及び団体コード

○○○○○○○○○○ ○○-○○○-001

3. 提案書の一部取下げ理由

契約条件を満たすことが困難なため、一部取り下げます。

取下げる理由(具体的に)

一部取下げは口頭のみでは受理できません。

同封しております「提案書の一部取下げ依頼書」に必要事項を記入の上、
当事務局までお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

伝統文化親子教室事業事務局(株式会社K B C内)
〒135-0062 東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア3階